

## 事業事前評価表(開発調査)

作成日：平成13年11月20日 担当部・課：農林水産開発調査部農業開発調査課

1. 対象事業名：タイ国 農村活性化のための人的資源開発計画調査

2. 我が国が援助することの必要性・妥当性

(1) 現状及び問題点

タイでは、農村部において多くの人材育成計画が実施されているが、現段階での農村部での人材育成の機会は、対象が一部の分野や一部のグループに限られたり、将来の人材を育成する職業訓練などのフォーマル教育については工場労働者になるための職業訓練といった内容に重点が置かれるなど、農村部の経済活動が活性化し、住民が農村部で安定した生活を営めるような人材育成制度になっているとは言い難い。

また、タイ国で現在進行中の地方分権化の流れの中で、今後、住民や農村部を含む地方政府のエンパワーがより一層求められるが、現在の地方政府や住民代表のリーダーシップ能力、問題分析・計画策定能力の水準は定かではない。

更に、国家レベルでの農村部における具体的な人材育成の指針が示されていないことに加え、各人材育成事業実施機関が独自に人材育成計画を実施し、調整がとれていないことから、事業内容の不足や重複等、非効率性が指摘されている。

(2) 国家開発計画、地域開発計画、分野別計画等の計画と当該案件の整合性

98年のタイ国全体での上位下位20%の家計所得格差は8.7倍、及び97年のGPP（県内総生産）の格差は、バンコクと最貧の県で13倍となるなど、所得格差は非常に大きいものとなっている。こうした状況に対処すべく国家経済社会開発計画において「地域間格差の是正」、「人材の育成」を謳っている。本件はこうした計画と整合性をとって実施される。

(3) 他国機関の関連事業と当該計画の整合性

国家レベルでの人材育成の指針は無い。人材育成事業実施機関を対象とした援助機関の協力は行われているので、本件調査期間中にこれら協力との連携が期待される。

(4) 我が国の当該国への基本的な援助方針との整合性

国別援助計画において人材育成の強化を掲げ、地方・農村開発セクターへの継続的支援を謳っている。

3. 事業の目的

農村部振興を行えるような「人材」を育成するためのマスタープランの策定、及び調査期間中の実習や我が国の事例紹介等を通じての先方政府職員の能力開発。

4. 事業の内容

(1) 対象

(a) 調査対象：タイ国全土の農村部

(b) 技術移転の対象：国家経済社会開発委員会 (=NESDB) 職員

\* (我が国の事例は、農業省、内務省等の人材育成実施機関へも紹介)

(2) アウトプット

(a) 計画策定：国家レベルの人材育成に係るマスタープラン

(b) 技術移転：マスタープラン策定及び我が国の事例の紹介を通じた関連技術  
(人材育成に係る基本的考え方、農村部振興のための施策等) の移転

(3) インプット：以下の投入による調査及び技術移転の実施

(a) コンサルタント(分野/人数)

| 分野           | 人数 |
|--------------|----|
| 総括/農村開発/人材育成 | 1  |
|              |    |

|             |   |
|-------------|---|
| 行政システム/地方行政 | 1 |
| 農林水産業/普及    | 1 |
| 農村社会経済      | 1 |

(b) その他

- ・ 研修員受け入れ（人材育成）1名（2001年度）
- ・ 調査に必要な機材の購入

(4) 総事業費

調査に要する費用：約0.8億円

(5) 調査のスケジュール

2002年2月～2003年3月

(6) 実施体制

(a) 協力相手国実施機関名：首相府国家経済社会開発委員会 人的資源計画課

(b) 協力相手国実施機関の責任者：人的資源計画課長 Mr.Chirapun

5. 成果の目標

(1) 提案計画の活用目標

- ・ タイ国に適応した農村部振興のための人材育成制度が構築される。

(2) 活用による達成目標

- ・ 本件調査成果に従いいくつかの人材育成事業実施機関が人材育成事業を実施する。（本調査はNESDBが人材育成事業実施機関に対して提言を行う際に活用されるマスタープランである。）

6. 外部要因リスク

- ・ タイ国政府の農村部振興の政策の変更

・ NESDB以外の機関との調整事項の遅れ

## 7. 今後の評価計画

### (1) 事後評価に用いる指標

#### (a) 活用の進捗度

提案した人材育成制度が人材育成事業実施機関による計画策定・事業実施にどのように取り入れられ活用されたか。

#### (b) 活用による達成目標の指標

本件調査成果に従い育成された人材の数。本件調査成果を活用した人材育成実施機関の数。

### (2) 評価する方法及びタイミング

事後評価：2007年3月